長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

退職後の社会保険（健康保険・国民健康保険・国民年金・厚生年金）の手続きについて

３月、４月は人の異動がある時期ですが、来月３月は退職者の異動が多くあると思います。退職者の中には、次の職場が決まっている人もいますが、決まっていない人、または、自営業をする人もいます。そこで、就職が未定の人、自営業をする人（以下、退職者）の社会保険の手続きについて紹介します。（会社で各種組合、基金に加入している場合は除く）

１．会社が、健康保険・厚生年金保険被保険者喪失届を年金事務所へ提出します

【必要書類】

〇退職者の健康保険証（被扶養者分を含む）

２．健康保険について、退職者は以下のいずれかの手続きを行います

（１）配偶者の扶養に入る

この場合、配偶者の会社が健康保険被扶養者（異動）届を年金事務所へ提出することになります。

【必要書類】

〇年金手帳

〇課税（非課税）証明書

〇雇用保険被保険者離職票

〇失業給付の受給または修了者の場合、雇用保険受給資格証

〇年金受給している場合、年金額（改定）通知書

〇同居が要件の場合、住民票

（２）健康保険任意継続被保険者になる

健康保険資格喪失後、喪失日から２０日以内にけんぽ協会へ行き、健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を提出することになります。

【必要書類】

〇被扶養者がいる場合、課税（非課税）証明書

〇保険料を口座振替にする場合は、通帳と銀行印

（３）国民健康保険被保険者になる

健康保険資格喪失後、喪失日から１４日以内に市役所へ行き、国民健康保険被保険者資格取得届を提出します。

【必要書類】

〇健康保険の資格喪失証明書

〇持っている場合、年金証書

※保険料（税）について

〇被扶養者は保険料がかかりません。

〇健康保険任意継続被保険者の保険料（平成 26 年度）は、上限が標準報酬月額 28 万円のランクの保険料 28,056 円（介護保険２号被保険者は、32,872 円）であり、在職時の標準報酬月額が 28 万円のランク未満の場合はそのランクの保険料になります。（会社負担分がないため、在職時の約２倍の保険料となります。）また、健康保険任意継続被保険者の被保険者期間は２年が限度となっています。

〇国民健康保険被保険者は、退職者の世帯の人数や所得等、各市での料率や計算方式が異なるため、窓口で保険料の試算をしてもらい保険料を確認することができます。

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

3．国民年金保険について、退職者は以下のいずれかの手続きを行います

（１）配偶者の扶養に入る

この場合、国民年金第３号被保険者資格取得届を年金事務所へ提出することになりますので、退職者は配偶者の会社から国民年金第３号被保険者資格取得届に押印するよう依頼がきますので、押印し、配偶者の会社が手続をすることなります。

【必要書類】

〇健康保険の必要書類と同じ

（２）国民年金第１号被保険者になる

厚生年金保険被保険者資格喪失後、喪失日から１４日以内に市役所へ行き、国民年金保険被保険者資格取得届を提出します。

【必要書類】

〇年金手帳

〇退職日のわかるもの（資格喪失証明書、離職票、雇用保険受給者証等）

〇保険料を口座振替にする場合は、年金事務所または金融機関へ通帳と銀行印

※保険料（税）について

〇国民年金第３号被保険者は、保険料はかかりません。

〇国民年金第１号被保険者は、月額 15,250 円です（平成 26 年度）

4．保険料（税）の割引・軽減措置・免除

（１）保険料の割引、軽減措置

〇健康保険任意継続被保険者（けんぽ協会で）、国民年金保険（年金事務所で）はそれぞれ保険料の前納制度がありますので、一括で支払いができる場合は割引されます。

〇倒産や解雇などの非自発的な失業により健康保険被保険者資格喪失し、国民健康保険へ加入した場合、市役所にて、申告により国民健康保険料を軽減する措置があります。（所得を 30%とみなし、保険料が計算されます）

【必要書類】

〇雇用保険受給資格者証

（２）保険料の免除

〇国民年金保険は、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定以下の場合、普通免除がありますが、退職（失業）により前年の所得がある場合には、特例免除があります。特例免除は、世帯主・配偶者の前年の所得が審査対象となり、本人の前年の所得が対象外となります。（年金事務所にて）

【必要書類】

〇年金手帳

〇雇用保険受給資格者証

〇雇用保険受給資格者証

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。

☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp